

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供） 第十一条（略） 別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇十四（略） 十五 行政書士が行う行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の三第一項又は第一条の四第一項に規定する役務の提供及び同法第十三条の三に規定する行政書士法人が同法第十三条の六に規定する業務として行う役務の提供 十六〇四十九（略）	（他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供） 第十一条 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。 別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇十四（略） 十五 行政書士が行う行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項又は第一条の三に規定する役務の提供及び同法第十三条の三に規定する行政書士法人が同法第十三条の六に規定する業務として行う役務の提供 十六〇四十九（略）